

(平成27.6.8)

平成27年度福岡高等裁判所
裁判事務の分配，裁判官の配置，
代理順序及び開廷日割

第1 事務分配

1 本庁と支部との事務分配

- (1) 本庁は，福岡高等裁判所の権限に属する(2)以外の事件を取り扱う。
- (2) 宮崎支部及び那覇支部は，それぞれ次に掲げる裁判所の管轄区域における福岡高等裁判所の権限に属する事項のうち，裁判所法第16条第3号及び第4号に掲げるものを除く事項に関する事件（最高裁判所から差戻しを受けた事件を除く。）を取り扱う。ただし，那覇支部の法廷等の秩序維持に関する法律違反の異議申立事件，裁判官に対する除斥，忌避申立事件及び刑事訴訟法第428条の異議申立事件は，本庁において取り扱う。

ア 宮崎支部

鹿児島地方裁判所及びその支部

宮崎地方裁判所及びその支部

大分地方裁判所佐伯支部

鹿児島家庭裁判所及びその支部

宮崎家庭裁判所及びその支部

大分家庭裁判所佐伯支部

鹿児島及び宮崎各地方裁判所管内の各簡易裁判所

佐伯簡易裁判所

イ 那覇支部

那覇地方裁判所及びその支部

那覇家庭裁判所及びその支部

那覇地方裁判所管内の各簡易裁判所

2 本庁の事務分配

(1) ア 民事上告，民事控訴，行政控訴及び行政訴訟事件並びに行政事件の抗告その他民事に関する事件（後記イの事件を除く。）は，各種類ごとにその受付の順序に従って第1ないし第5民事部に平等に分配し，民事及び家事事件の抗告事件は，その受付の順序に従って第1ないし第3民事部に各7分の1を，第4及び第5民事部に各7分の2をそれぞれ分配する。ただし，

(ア) 控訴審とする保全処分事件で，本案に係属しているものについては，その部に分配する。

(イ) 本案事件記録が原審から送付される前に民事執行法による強制執行停止事件に係属したときは，本案事件は，強制執行停止事件の分配を受けた部に分配する。この場合において，本案事件の分配を受けた部は，直近に分配を受けるべき民事控訴事件の分配を受けたものとみなす。

(ウ) 労働関係の控訴及び抗告事件は，別個に，その受付の順序に従って平等に分配する。

(エ) 遺産の分割に関する抗告事件は，別個に，その受付の順序に従って第1ないし第3民事部に各7分の1を，第4及び第5民事部に各7分の2をそれぞれ分配する。

(オ) 以上の定めにかかわらず，記録の重量が15キログラム以上の事件は，別個に，その受付の順序に従って平等に分配する。ただし，当該事件の記録の重量が50キログラム以上であるときは，分配上2件として計算する。

なお，重量を計るに当たっては，原審から送付されてきた記録全部を計るものとする。

(カ) 人身保護に関する事件及び法廷等の秩序維持に関する事件は，「その他民事に関する事件」に含まれるものとする。

イ 民事上告提起，特別上告提起，特別抗告提起，上告受理申立て及び許可抗告申立ての各事件は，当該事件の原裁判をした部に分配する。

ウ ある部に分配された事件が特別繁雑であるとき，その他特別の事由があるときは，民事部各部の協議により，その事件を担当すべき部を定める。この場合，併せて，その事件を担当する部に対し，新件の分配を停止する等適宜の処置を執ることができる。上記各部間で協議が整わないときは，本庁在勤の常置委員の議によってその担当すべき部を定め，併せて，必要な適宜の処置を執るものとする。

(2) ア 刑事控訴事件（後記イの事件を除く。）は，記録丁数に従って，500丁未満，500丁以上1,000丁未満，1,000丁以上3,000丁未満，3,000丁以上5,000丁未満及び5,000丁以上の五つに区分し，さらに，500丁未満，500丁以上1,000丁未満及び1,000丁以上3,000丁未満のものについては，否認事件（原判決書に「補足説明」等の表題が特に付されて量刑以外の判断が示されたもの）と，それ以外の事件に区分し，各区分ごとに，受付の順序に従って第1ないし第3刑事部に平等に分配する。

イ 裁判員裁判に対する刑事控訴事件は，第5分類を除く記録丁数に従って，1,000丁未満及び1,000丁以上の二つに区分し，各区分ごとに，受付の順序に従って第1ないし第3刑事部に平等に分配する。

ウ 刑事抗告事件は，少年法及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく抗告事件（抗告受理申立事件を含む。）と，それ以外の抗告事件（法廷等の秩序維持に関する法律に基づく抗告事件及び後記(4)のオの事件を含む。）の二つに区分し，各区分ごとに，別に定めるもののほか，受付の順序（身柄に関する事件の抗告事件及び法廷等の秩序維持に関する法律による監置処分に対する抗告事件については原裁判所からの抗告申立ての連絡の順序）に従って第1ないし第3刑事部に平等に分配する。

エ 前記ウの定めにかかわらず，抗告受理の申立てについて抗告受理の決

定をしたときは、その決定をした部に抗告事件を分配し、同一の少年について抗告と抗告受理の申立てがあったときは、先に係属した部に後に係属した事件を分配する。この場合においては、全体を少年法に基づく抗告事件1件として取り扱う。

オ その他刑事に関する事件は、基本事件を有する事件については、基本事件の係属する部又は終局した部に分配し、それ以外の事件（後記(4)のアないしエ及び(7)の事件を含む。）については、別に定めるもののほか、各種類ごとに、受付の順序に従って第1ないし第3刑事部に平等に分配する。

(3) 新たに分配された事件について、その部に除斥原因のある裁判官があって、裁判官の填補によらなければ合議体を構成することができないときは、その事件を次順位の部から順次他の部に分配換えし、後者が直近に分配を受けるべき新件を前者に分配する。ただし、記録の重量が15キログラム以上の民事事件は、前記(1)のアの(エ)に準じて分配換えし、その直後に受理した記録の重量が15キログラム以上の新件を前者に分配する。

前項の事由が後に発見され又は生じた場合の分配換えは、前項の規定に準ずるほか、受付の順序によるものとする。ただし、除斥原因のある裁判官の属する部が、裁判官の填補により合議体を構成してその事件を処理するのを相当とするときは、この限りでない。

(4) 次の各号に該当する事件は、各種類ごとに、民事部、刑事部の区別に従って、当該部（ア及びイにおいては原裁判をした部、ウないしオにおいては除斥、忌避申立てをされた裁判官等又は基本事件の裁判に関与した裁判官の所属する部をいう。）以外の部に順次平等に分配する。この場合において、当該部が同種事件の新件の分配を受ける順位に当たっていたときは、その事件の分配を受けた部が直近に分配を受けるべき同種事件の新件を当該部に分配する。

ア 最高裁判所から差戻しを受けた事件

イ 刑事訴訟法428条の異議申立事件（法廷等の秩序維持に関する法律に

基づく異議申立事件を含む。)

ウ 除斥，忌避申立事件

エ 再審事件

オ 再審請求の抗告事件

(5) 裁判所法第16条第4号による内乱罪の第一審事件及び裁判官の分限事件は，特別部に分配する。

(6) 相関連する事件，回避の認められた事件，その他特に必要があるものと認める事件については，その事件を他の部に分配換えすることができる。この場合において，相関連する事件は，同事件の係属する部の間で協議して定めた部に，その他の事件は，受付の順序に従い，次順位の部から順次分配換えし，その分配を受けた部が直近に分配を受けるべき新件を，分配換えした事件の係属していた部に分配する。

なお，上記分配換えを要する事件が記録の重量が15キログラム以上の民事事件であるときは，相関連する事件は，同事件の係属する部の間で協議して定めた部に，その他の事件は，前記(1)のアの(オ)に準じて分配換えし，その直後に受理した記録の重量が15キログラム以上の新件を，分配換えした事件の係属していた部に分配する。

また，行政訴訟事件を分配換えした後の事件の分配の調整については，その直後に受理した行政訴訟事件の新件を，分配換えした事件の係属していた部に分配する。

上記各部間で協議が整わないときは，本庁在勤の常置委員の議によってその担当すべき部を定める。

(7) 第1の1の(2)のただし書きの事件については，民事部，刑事部の区別に従って，順次平等にこれを分配する。

(8) 従来に係属事件は，それぞれ当該の部において処理する。新年度においては，前年度の事件分配に続けて分配し，年度更新の方法を採らない。

3 宮崎支部の事務分配

- (1) 民事控訴，行政控訴，人身保護に関する事件，民事，家事及び行政事件の抗告その他民事及び行政に関する事件は，民事部に分配する。
- (2) 刑事控訴，刑事及び少年保護事件の抗告及び心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく抗告その他刑事に関する事件は，刑事部に分配する。ただし，刑事訴訟法第428条の異議の申立に関する事件は，民事部に分配する。
- (3) 民事上告提起，特別抗告提起，上告受理申立て及び許可抗告申立ての各事件は，当該事件の原裁判をした部に分配する。
- (4) 裁判官又は裁判所書記官に対する除斥及び忌避の申立事件は，他の部に分配する。
- (5) 分配された事件をその部において取り扱うことが相当でないと認められるときは，各部の協議により，これを他の部に移すことができる。

4 その他

本庁に分配された事件について，支部において取り扱うことが相当であると認められるときは，常置委員会の議により，当該事件を支部に回付することができる。支部に分配された事件について，本庁において取り扱うことが相当であると認められるときの本庁への回付についても同様とする。

第2 裁判官の配置

1 本 庁

第1 民事部

裁判長	判	事	永 松 健 幹
	判	事	杉 本 宏 之
	判	事	貝阿彌 亮

第2 民事部

裁判長	判	事	高 野 裕
	判	事	金 光 健 二
	判	事	上 田 洋 幸

第3 民事部

裁判長	判	事	金 村 敏 彦
	判	事	山之内 紀 行
	判	事	坂 本 寛

第4 民事部

裁判長	判	事	大 工 強
	判	事	小 田 幸 生
	判	事	府 内 覚
	判	事	篠 原 淳 一

第5 民事部

裁判長	判	事	白 石 哲
	判	事	岸 本 寛 成
	判	事	小田島 靖 人
	判	事	小野寺 優 子

第1 刑事部

裁判長	判	事	福 崎 伸一郎
	判	事	向 野 剛
	判	事	三 澤 節 史

第2 刑事部

裁判長	判	事	林 秀 文
	判	事	野 島 秀 夫
(代行・填補)	判	事	長 倉 哲 夫

(期間 平成27年8月10日まで)

判	事	佐 藤 哲 郎
---	---	---------

第3 刑事部

裁判長	判	事	川 口 政 明
	判	事	西 崎 健 児
	判	事	岡 田 龍太郎

特 別 部

裁判長	高等裁判所長官	荒 井 勉
	判 事	永 松 健 幹
	判 事	大 工 強
	判 事	高 野 裕
	判 事	川 口 政 明
	判 事	福 崎 伸一郎
	判 事	林 秀 文
	判 事	金 村 敏 彦
	判 事	白 石 哲
	判 事	小 田 幸 生
	判 事	野 島 秀 夫
	判 事	永 淵 健 一

2 宮崎支部

民事部

裁判長	判 事	佐 藤 明
(代行・填補)	判 事	藤 田 光 代
(代行・填補)	判 事	末 吉 幹 和
	判 事	下馬場 直 志
	判 事	秋 元 健 一
	判 事	増 尾 崇
(代行・填補)	判 事	諸 井 明 仁
(代行・填補)	判 事 補	安 部 利 幸

刑事部

裁判長	判 事	岡 田 信
(代行・填補)	判 事	藤 田 光 代
(代行・填補)	判 事	末 吉 幹 和
	判 事	下馬場 直 志
	判 事	秋 元 健 一
	判 事	増 尾 崇
(代行・填補)	判 事	諸 井 明 仁
(代行・填補)	判 事 補	安 部 利 幸

3 那覇支部

民事部

裁判長	判	事	須	田	啓	之
(代行・填補)	判	事	鈴	木		博
(代行・填補)	判	事	鈴	嶋	晋	一
(代行・填補)	判	事	森	鍵		一
	判	事	蛭	川	明	彦
(代行・填補)	判	事	進	藤	光	慶
(代行・填補)	判	事	片	山		信
	判	事	多	田	裕	一
(代行・填補)	判	事	赤	松	亨	太

刑事部

裁判長	判	事	須	田	啓	之
(代行・填補)	判	事	鈴	木		博
(代行・填補)	判	事	鈴	嶋	晋	一
(代行・填補)	判	事	森	鍵		一
	判	事	蛭	川	明	彦
(代行・填補)	判	事	進	藤	光	慶
(代行・填補)	判	事	片	山		信
	判	事	多	田	裕	一
(代行・填補)	判	事	赤	松	亨	太

第3 代理順序

(司法行政事務)

1 本 庁

- (1) 長官に差し支えがあるときは、次の順序で代理する。

判 事 永 松 健 幹

判 事 川 口 政 明

- (2) 部の事務を総括する者に差し支えがあるときは、当該部の上席の判事が代理する。

2 宮崎支部

- (1) 支部長に差し支えがあるときは、次の者が代理する。

判 事 岡 田 信

- (2) 部の事務を総括する者に差し支えがあるときは、当該部の上席の判事が代理する。

3 那覇支部

- (1) 支部長に差し支えがあるときは、次の者が代理する。

判 事 蛭 川 明 彦

- (2) 部の事務を総括する者に差し支えがあるときは、当該部の上席の判事が代理する。

(裁判事務)

1 本 庁

- (1) 裁判長に差し支えがあるときは、当該部の上席の判事又は長官の指名する判事が代理する。

- (2) 部員に差し支えがあるときは、裁判長を除いて他の部の部員が次に定める順序に従い順次代理する。

ア 民事部

別紙第1「民事部陪席裁判官の代理順序」により、他の部の部員がこれを代理する。ただし、代理すべき部員に差し支えがあるときは、次順位の

部員が代理するものとし、差し支えがあった代理すべき部員は、次回の代理の機会において代理する。

イ 刑事部

別紙第2「刑事部陪席裁判官の代理順序」により、他の部の部員がこれを代理する。ただし、代理すべき部員に差し支えがあるときは、次順位の部員が代理するものとし、差し支えがあった代理すべき部員は、次回の代理の機会において代理する。

- (3) (2)の定めによることが相当でない場合には、長官の指名する者がこれを代理する。
- (4) (2)の定めにかかわらず、当日開廷する部において急に代理の必要が生じたときは、他の部員で差し支えない者がこれを代理する。
- (5) 裁判長は、長官の指名により臨時に他の部の裁判長を代理することができる。
- (6) 特別部においては、裁判長に差し支えがあるときは、第2に定めた当該部員がその順序で代理する。

2 支 部

裁判長又は部員に差し支えがあるときの代理については、本庁における(1)ないし(4)に準ずる。この場合において「長官」とあるは「支部長」と読み替えるものとする。

第4 開廷日割

1 本 庁

第1民事部	月	火	木
第2民事部	月	水	金
第3民事部	月	火	木
第4民事部	月	水	金
第5民事部	月	火	木
第1刑事部	月	水	金
第2刑事部	月	火	木
第3刑事部	月	水	金
特別部	随	時	

2 宮崎支部

民事部	月	水	金
刑事部	月	火	木

3 那覇支部

民事部	火	木	金
刑事部	月	木	金

(別紙第1)

民事部陪席裁判官の代理順序

(平成26年度福岡高等裁判所裁判事務の分配, 裁判官の配置, 代理順序
及び開廷日割第3(裁判事務)の1の(2)のアによる)

1	第4民事部	小田幸生
2	第2民事部	上田洋幸
3	第2民事部	金光健二
4	第1民事部	杉本宏之
5	第5民事部	小田島靖人
6	第4民事部	篠原淳一
7	第1民事部	貝阿彌亮
8	第4民事部	府内覚
9	第5民事部	岸本寛成
10	第3民事部	山之内紀行
11	第5民事部	小野寺優子
12	第3民事部	坂本寛

※ 陪席裁判官の代理順序は, 前年に引き続き順次これを行う。

(別紙第2)

刑 事 部 陪 席 裁 判 官 の 代 理 順 序

(平成26年度福岡高等裁判所裁判事務の分配, 裁判官の配置, 代理順序
及び開廷日割第3(裁判事務)の1の(2)のイによる)

1	第3刑事部	西崎健児
2	第1刑事部	三澤節史
3	第1刑事部	向野剛
4	第2刑事部	野島秀夫
5	第3刑事部	岡田龍太郎
6	第2刑事部	佐藤哲郎

(説明)

陪席裁判官の代理順序は, 当庁裁判官(刑事部)としての発令順(発令日付が同じ場合は期の順)

最高裁秘書第362号

(庶ろ-08)

平成27年2月26日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局秘書課長 氏 本 厚 司

憲法週間における最高裁判所裁判官の視察について（通知）

平成27年度の標記の視察について、視察庁、視察される最高裁判所の裁判官及び視察日が別紙のとおり決定しました。

ついては、関係各庁へは貴庁からご連絡くださるようお願いいたします。

(別紙)

管内	視察庁	裁判官	視察日
東京	東京(本庁)	鬼丸裁判官	5月12日(火)
	東京(立川支部)	山本裁判官	5月18日(月)
	横浜	岡部裁判官	5月22日(金)
	前橋	千葉裁判官	5月14日(木)
	静岡	大谷剛彦裁判官	5月21日(木)午後
	甲府	大谷剛彦裁判官	5月21日(木)午前
	長野	木内裁判官	5月21日(木) 移動日5月22日
	新潟(本庁)	山本裁判官	5月21日(木)
新潟(佐渡支部)	5月22日(金)		
大阪	大阪	岡部裁判官	5月12日(火)
	京都(本庁)	岡部裁判官	5月13日(水)
	京都(舞鶴支部)		5月14日(木)
	神戸	大橋裁判官	5月14日(木)
	奈良	大橋裁判官	5月15日(金)
	大津	山崎裁判官	5月21日(木)
名古屋	名古屋	金築裁判官	5月19日(火)
	津	金築裁判官	5月18日(月)
	福井	櫻井裁判官	5月15日(金)
	金沢	櫻井裁判官	5月14日(木)
広島	広島	大谷直人裁判官	5月22日(金) 移動日5月23日
	山口	大谷直人裁判官	5月21日(木)
福岡	福岡	千葉裁判官	5月20日(水)
	那覇	千葉裁判官	5月21日(木) 移動日5月22日
	佐賀	山本裁判官	5月27日(水)
	大分	山本裁判官	5月28日(木) 移動日5月29日
	熊本	小貫裁判官	5月19日(火)
	鹿児島(本庁)	小貫裁判官	5月20日(水)午後 移動日5月21日
鹿児島(川内支部)	5月20日(水)午前		

仙 台	仙台(本庁)	山 崎 裁 判 官	5月27日(水)午後, 28日(木)午前
	仙台(石巻支部)		5月27日(水)午前
	福島(本庁)	山 崎 裁 判 官	5月28日(木)午後
	福島(相馬支部, いわき支部)		5月29日(金)
	山形	大 橋 裁 判 官	5月28日(木) 移動日5月29日
	盛岡	木 内 裁 判 官	5月12日(火)
	秋田	木 内 裁 判 官	5月13日(水) 移動日5月14日
	青森(本庁)	大谷剛彦裁判官	5月14日(木)
青森(弘前支部)	5月15日(金)		
札 幌	札幌	鬼 丸 裁 判 官	5月28日(木) 移動日5月29日
	旭川	鬼 丸 裁 判 官	5月27日(水)
高 松	高松	池 上 裁 判 官	5月21日(木) 移動日5月22日
	松山	池 上 裁 判 官	5月20日(水)
	徳島	山 浦 裁 判 官	5月28日(木)
	高知	山 浦 裁 判 官	5月29日(金)

福岡高裁総第141号

(庶ろ-08)

平成27年3月2日

那 覇 支 部 長 殿

管内地方裁判所長 殿（長崎，宮崎を除く。）

管内家庭裁判所長 殿（長崎，宮崎を除く。）

福岡高等裁判所事務局長 永 湊 健 一

憲法週間における最高裁判所裁判官の視察について（通知）

標記の視察について，最高裁判所から別添のとおり通知がありました。

最高裁秘書第362号

(庶ろ-08)

平成27年2月26日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局秘書課長 氏 本 厚 司

憲法週間における最高裁判所裁判官の視察について（通知）

平成27年度の標記の視察について、視察庁、視察される最高裁判所の裁判官及び視察日が別紙のとおり決定しました。

ついては、関係各庁へは貴庁からご連絡くださるようお願いいたします。

(別紙)

管 内	視 察 庁	裁 判 官	視 察 日
東 京	東京(本庁)	鬼丸 裁判官	5月12日(火)
	東京(立川支部)	山本 裁判官	5月18日(月)
	横浜	岡部 裁判官	5月22日(金)
	前橋	千葉 裁判官	5月14日(木)
	静岡	大谷剛彦裁判官	5月21日(木)午後
	甲府	大谷剛彦裁判官	5月21日(木)午前
	長野	木内 裁判官	5月21日(木) 移動日5月22日
	新潟(本庁)	山本 裁判官	5月21日(木)
新潟(佐渡支部)	5月22日(金)		
大 阪	大阪	岡部 裁判官	5月12日(火)
	京都(本庁)	岡部 裁判官	5月13日(水)
	京都(舞鶴支部)		5月14日(木)
	神戸	大橋 裁判官	5月14日(木)
	奈良	大橋 裁判官	5月15日(金)
	大津	山崎 裁判官	5月21日(木)
名 古 屋	名古屋	金築 裁判官	5月19日(火)
	津	金築 裁判官	5月18日(月)
	福井	櫻井 裁判官	5月15日(金)
	金沢	櫻井 裁判官	5月14日(木)
広 島	広島	大谷直人裁判官	5月22日(金) 移動日5月23日
	山口	大谷直人裁判官	5月21日(木)
福 岡	福岡	千葉 裁判官	5月20日(水)
	那覇	千葉 裁判官	5月21日(木) 移動日5月22日
	佐賀	山本 裁判官	5月27日(水)
	大分	山本 裁判官	5月28日(木) 移動日5月29日
	熊本	小貫 裁判官	5月19日(火)
	鹿児島(本庁)	小貫 裁判官	5月20日(水)午後 移動日5月21日
鹿児島(川内支部)	5月20日(水)午前		

仙 台	仙台(本庁)	山 崎 裁 判 官	5月27日(水)午後, 28日(木)午前
	仙台(石巻支部)		5月27日(水)午前
	福島(本庁)	山 崎 裁 判 官	5月28日(木)午後
	福島(相馬支部, いわき支部)		5月29日(金)
	山形	大 橋 裁 判 官	5月28日(木) 移動日5月29日
	盛岡	木 内 裁 判 官	5月12日(火)
	秋田	木 内 裁 判 官	5月13日(水) 移動日5月14日
	青森(本庁)	大谷剛彦裁判官	5月14日(木)
青森(弘前支部)	5月15日(金)		
札幌	札幌	鬼 丸 裁 判 官	5月28日(木) 移動日5月29日
	旭川	鬼 丸 裁 判 官	5月27日(水)
高 松	高松	池 上 裁 判 官	5月21日(木) 移動日5月22日
	松山	池 上 裁 判 官	5月20日(水)
	徳島	山 浦 裁 判 官	5月28日(木)
	高知	山 浦 裁 判 官	5月29日(金)

最高裁秘書第889号

(庶ろ-08)

平成27年4月30日

福岡高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局秘書課長 氏 本 厚 司

最高裁判所判事の事務視察について（通知）

最高裁判所判事は、事務視察のため、別紙記載のとおり貴庁及び貴庁管内に出張
されます。

(別紙)

最高裁判所判事福岡高等裁判所管内視察日程

1 千葉勝美最高裁判所判事

平成27年

5月20日(水) 福岡高地家裁視察

5月21日(木) 福岡高裁那覇支部及び那覇地家裁視察

5月22日(金) 那覇地家裁沖縄支部視察

随 行

秘書官 西 澤 正 純

2 小貫芳信最高裁判所判事

平成27年

5月19日(火) 熊本地家裁視察

5月20日(水) 鹿児島地家裁川内支部, 鹿児島地家裁視察

随 行

秘書官 大 澤 武 紀

3 山本庸幸最高裁判所判事

平成27年

5月27日(水) 佐賀地家裁視察

5月28日(木) 大分地家裁視察

5月29日(金) 大分地家裁視察

随 行

秘書官 寺 尾 崇

千葉勝美 ^{チバ カツミ} 最高裁判事視察 福岡高裁管内(福岡)基本日程

随行: 秘書官 西澤正純

日数	月 日	曜日	時刻	発着地	摘要(利用乗物, 便数等)
1	5・20	水	10:30	羽田空港発	ANA249便(プレミアムクラス)
			12:25	福岡空港着	(昼食:機内)
			12:35	福岡空港発	官用車
			13:00	福岡高裁着	
			13:05	長官室	小憩(長官, 地・家裁両所長, 高裁民・刑 両上席部長, 高裁事務局長)
			13:15	高裁長官室	管内状況報告(高裁長官, 地裁所長) (各15分)
			13:45	高裁長官室発	高地簡裁庁内巡視(30分)
			14:15	高裁長官室	小憩
			14:25	福岡高裁発	官用車
			14:30	福岡家裁着	
				家裁所長室	小憩
				家裁所長室	管内状況報告(家裁所長)(15分)
			14:55	家裁所長室発	家裁庁内巡視(15分)
			15:10	福岡家裁発	官用車
			15:15	福岡高裁着	
				高裁長官室	小憩
			15:25	大会議室	座談会(高地家簡裁裁判官)(120分)
				高裁長官室	途中休憩(10分)
			17:35		座談会終了
				高裁長官室	小憩
			17:45	地下食堂	夕食懇談会(90分)
19:15		夕食懇談会終了			

日数	月 日	曜日	時 刻	発 着 地	摘要(利用乗物, 便数等)
			19 : 20	福岡高裁発	官用車
			19 : 30	宿舎着	西鉄グランドホテル泊 (092-771-7171)
2	5・21	木	9 : 30	宿舎発	官用車
			10 : 00	福岡空港着	
			10 : 30	福岡空港発	ANA1205便(プレミアムクラス)
			12 : 15	那覇空港着	(昼食:機内)